国保 NEWS

何が変わる？ ／ 限度額とは？ ／ 何が必要？ ／ 出産予定の人

何が変わる？

70歳未満の国民健康保険加入者が入院した時の支払い方法が変わります。

70歳未満の国民健康保険に加入している人が、医療機関で1か月間に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、後の申請により高額療養費として払い戻されていましたが、平成19年4月からは、入院時においては自己負担限度額までの負担ですむことになりました。

平成19年3月までの支払い方法

●入院、外来ともに、医療機関に1か月に支払う窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、いったん費用を支払い、超えた分は後の申請により国民健康保険から払い戻されます（償還払い）。

●同じ世帯で、21,000円以上の窓口負担が複数ある場合は、合算して1か月の自己負担限度額を超えた分が後の申請により国民健康保険から払い戻されます。

外来・入院の場合

窓口負担
- 高額療養費として払い戻し
- 自己負担限度額

このように変わります

平成19年4月からの支払い方法

●入院の場合は、医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、窓口負担は自己負担限度額までになります。

※自己負担限度額は所得により異なるため、医療機関の窓口に所得区分が記載された「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。

●外来の場合は、窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、いったん費用を支払い、超えた分は後の申請により国民健康保険から払い戻されます（償還払い）。

●同じ世帯で、21,000円以上の窓口負担が複数ある場合は、合算して1か月の自己負担限度額を超えた分が後の申請により国民健康保険から従来どおり払い戻されます。

入院の場合

窓口負担
- 限度額を超えた分の支払いはなし
- 入院時の自己負担限度額までの支払い

つまり…
70歳未満の国保に加入している人が入院し、1か月の医療費自己負担額が高額になったときは、国が定めた自己負担限度額までの支払いになります。

自己負担限度額

世帯の所得金額によって入院・外来ともに自己負担限度額が変わってきます。

世帯区分	自己負担限度額
上位所得者（基礎控除後の所得600万円超）	150,000円 +1%（83,400円）
一般	80,100円 +1%（44,400円）
住民税非課税世帯	35,400円（24,600円）

※「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。（　）内は、年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

実際にかかった医療費とは？

自己負担が3割の人 ▶▶ 窓口負担÷3×10
自己負担が2割の人 ▶▶ 窓口負担÷2×10
自己負担が1割の人 ▶▶ 窓口負担÷1×10

❶月の1日から末日まで（暦月）ごとに、1か月として計算します。
❷2つの病院や診療所に同時にかかっている場合には、支払った金額は合算せずに別計算になります。
❸旧総合病院の場合は、各診療科ごとに別計算になります。
❹同じ病院や診療所でも、医科と歯科がある場合歯科は別計算になります。
❺同じ病院や診療所でも、入院と通院は合算せず別計算になります。
❻入院時の食事療養費や個室料など保険外の費用は含まれません。

※同じ世帯に70歳以上の人がいる場合、世帯単位で合算し、自己負担限度額を超えた分が後の申請で国保から払い戻されます。

何が必要なの？

医療機関に入院するとき持参ください。

平成19年3月まで

上位所得者（基礎控除後の所得600万円超）	○保険証
一般	○保険証
低所得者（住民税非課税世帯）	○保険証 ○標準負担額減額認定証

このように変わります

平成19年4月から

上位所得者（基礎控除後の所得600万円超）	○保険証 ○限度額適用認定証
一般	○保険証 ○限度額適用認定証
低所得者（住民税非課税世帯）	○保険証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証

▲限度額適用認定証

▲限度額適用・標準負担認定証

❶「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担認定証」は、あらかじめ、国保の窓口へ申請して交付を受けてください。
❷国民健康保険税を滞納していると認定証の交付が受けられない場合があります。

出産予定のかたに

福智町の出産育児一時金の受取代理制度を4月1日から始めます。

ただし… 出産予定日が5月以降の人が対象です。

受取代理とは、国民健康保険が支給する出産育児一時金を、被保険者等に代わって、病院、診療所または助産所（以下「医療機関等」という。）が受け取ることをいいます。今までは被保険者等は出産時に出産費用の全額を医療機関等へ支払わなければなりません（出産後に国民健康保険から出産育児一時金の支給を受けます）でしたが、この制度を利用すれば全く支払わないか、もしくは35万円を超えた分を支払えばよいということになりますので、被保険者等の出産時の費用負担が軽減されることになります。

▶対象者　受取代理を申請できるのは、被保険者の世帯主であって、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の人です。ただし、国民健康保険税を滞納している人は対象とならない場合があります。

▶手続方法　受取代理を希望する人は、母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類を持って、国保の窓口へ提出してください。

▶支払方法　対象者の出産後、医療機関等から送付された分娩費請求書および出産証明書類の写しにより出産育児一時金等の審査および支給決定をし、次のように支払います。

出産請求額が35万円以上の場合▶35万円までを役場が医療機関等に支払います。（請求額と35万円との差額は対象者等が医療機関等に支払うことになります）

出産請求額が35万円未満の場合▶請求額の全額を役場が医療機関等に支払い、35万円と請求額との差額は被保険者等に支給されます。

国保の窓口

問 役場医療・保険係
☎ 22-7761

問 赤池支所保険係
☎ 28-2004（内線513）

問 方城支所保険係
☎ 28-0520（内線624）